平成２９年度事業計画

1　事業活動方針

平成２９年度は、前年度に引き続き、より効果的な組織運営を図りつつ、「暴力団のいない、安全で安心して暮らせる住みよい佐賀県」を実現するために、警察、弁護士会をはじめ、地域・職域の暴排組織と連携し、暴力追放相談、広報啓発活動、被害者等に対する支援や講習・研修事業を重点に、次の事業を推進する。

2　事業内容

事業区分	実施事項	実施内容
公益目的事業 1　暴力団に係る問題を抱える者に対する相談、助言等の支援事業	(1) 暴力団員による不当な行為に関する相談、暴力団からの離脱等相談事業 (定款第4条第1項第3号)	○　相談広報の推進 常設窓口相談(就業時間)や「特別暴力相談日」(毎月第２木曜)の利用促進を図るため、各種会議や広報媒体等を活用し相談広報を推進する。 ○　関係機関等との連携強化による相談体制の充実 三者協議会(警察、弁護士会､暴追センター)との連携強化による相談体制の充実と暴力追放相談委員の技術の向上を図り、迅速かつ適切な相談対応に努める。 ○　出張相談の実施 各地区で開催する「不当要求防止責任者講習」と連動した「出張相談所」を開設し、専門講師等による受講者のニーズに沿った暴力相談業務を推進する。
	(2) 少年に対する暴力団の影響排除活動 (定款第4条第1項第4号)	○　少年に対する影響排除資料の作成・提供 暴力団からの影響を排除し、少年を暴力団から守るための広報資料等を作成し、各種団体等への啓発を行い、少年・保護者等に対する働きかけを行う。 ○　少年指導委員等との連携強化 警察本部少年課と連携し、少年指導委員に対し、暴力団の現状や少年への暴力団の影響の実態、暴力団排除要領等を内容とする研修会を開催し、協力体制を強化する。
	(3) 不当要求情報管理機関に対する援助事業 (定款第4条第1項第8号)	○　不当要求情報管理機関との情報提供等の業務支援 不当要求情報管理機関と警察、センターとの不当要求に関する情報交換を行うとともに、適宜、暴力団情報等の提供等の業務支援を行う。 ○　不当要求情報管理機関への援助 不当要求情報管理機関が開催する総会、実務担当者会議等に積極的に出席し、実戦的ロープレの実施や、情報交換等を密にし、反社会的勢力の排除を図る。
公益目的事業 2　暴力団離脱希望者や暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業	(1) 暴力団離脱者、離脱希望者に対する就労斡旋等の更正促進事業 (定款第4条第1項第5号)	○　離脱者・社会復帰支援体制の強化 「暴力団離脱者社会復帰対策協議会」の開催による構成機関・団体との連携を強化するとともに、広域協定都府県との連携を図る。さらに各種広報等による受け皿事業所の拡大に努める。 ○　離脱希望者等に対する支援の強化 離脱希望者やその家族等からの相談・助言等の保護救済活動を推進するとともに、実態に即した就労支援を行い生活基盤の安定を図る。
	(2) 暴力団被害者の救済・支援事業 (定款第4条第1項第9号)	○　見舞金支給制度等の周知 暴力追放運動等に関連して傷害を受けた被害者への見舞金支給制度の周知徹底を図るとともに、対象事案の把握と見舞金の支給を適切に行い、被害者を救済する。 ○　民事訴訟等の支援 暴力団に対する損害賠償請求等の訴訟費用、暴力団から受けた物的被害の修復、暴力団員との契約解除の費用について、関係規程に基づき一定限度額の無利子貸付を行う。
	(3) 暴力団事務所	○　暴力団事務所撤去運動等に関する支援

	撤去運動に伴う支援事業 (定款第4条第1項第6号)	適格都道府県センターとして、暴力団事務所使用差止請求制度の啓発に努め、事務所撤去等の相談等を受けた場合には警察、弁護士会等と緊密に連携を図り、適切に対応する。 ○　緊急対策基金制度の運用強化 「緊急対策基金制度」の周知徹底に努めるとともに、暴力団事務所撤去運動に伴う民事訴訟の支援や不動産の一次取得等「緊急対策基金」の有効適切な運用に努める。
	(4) 民間の暴力団排除組織に対する講師派遣、活動助成金支給等の支援事業 (定款第4条第1項第2号)	○　民間・企業等暴力団排除活動団体等への支援 民間の職域及び地域の暴排団体や企業等の研修会等への講師の派遣や暴追資料等の配布等、活動を支援する。 また、一定の条件下で助成金を支給し支援する。 ○　行政対象暴力対策の強化 国・県等における研修会等に積極的に講師を派遣するとともに、暴力団等反社会的勢力の現状と対策、不当要求への具体的な対応要領の教示、資料の提供等の支援を行う。
公益目的事業 3　暴力団追放に関する研修、講習による専門的知識、技能の普及や人材の育成事業	(1) 少年指導委員に対する研修事業 (定款第4条第1項第10号)	○　少年指導委員研修会の開催(前掲) 県警察と連携し、「少年指導委員」に対して、暴力団の現状や少年への暴力団の影響の実態、暴力団排除要領等を内容とする研修会を開催し、協力体制を強化する。 ○　広報資料等の作成・配布 少年への暴力団影響排除に必要なパンフレット・チラシ等を作成し、講習会や研修会等を通じ、関係機関・団体、少年指導委員等へ配布する。
	(2) 不当要求防止責任者講習事業 (定款第4条第1項第7号)	○　不当要求防止責任者講習の計画的かつ効果的な実施 受講者のニーズに応じた講習内容に努め、教本や啓発冊子、対応マニュアル、パワーポイント等を活用したロールプレイング方式による効果的な講習を実施する。 ○　講習体制の充実 講習員の自己研鑽はもとより、新聞・公刊物等掲載の暴力団等情報を収集・管理するとともに、不当要求への対応要領等を分析して、責任者講習や相談事業等に活用する。
公益目的事業 4　広報啓発事業	(1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及を図るために行う広報啓発事業及び思想の高揚 (定款第4条第1項第1号)	○　暴力追放のための広報啓発資料の作成と配布 機関誌やポスター、チラシ等を作成し、関係機関・団体や賛助会員等に配布するとともに、新聞、テレビ、ラジオ等の各種広報媒体を利用して県民へ暴追思想を普及させる。 ○　地域安全・暴力追放県民大会の開催 １０月６日(金)、関係機関・団体をはじめ、広く県民の参加を求め、官民一体となった「地域安全・暴力追放県民大会」を開催し、暴力追放意識の高揚と普及を図る。 ○　ポスター・標語の募集と称揚 佐賀県防犯協会と連携し、暴力団追放をテーマとしたポスター・標語を募集し、優秀作品は機関誌等への掲載、地域安全・暴力追放県民大会での表彰等、称揚する。
	(2) 暴力団員等に関する調査研究活動 (定款第4条第1項第11号)	○　アンケート調査等の実施と調査研究 不当要求の実態等を把握するため、不当要求防止責任者講習等の機会を利用して、アンケート調査を実施し、その結果を集約して事業活動に反映させる。 ○　調査・資料収集活動 全国暴追センター等が主催する会議や研修会等に積極的に参加するとともに、新聞・刊行物や県内外の暴力団情報を収集し、広報資料の作成や相談・支援等に活用する。

平成２９年度事業実施細目

１　暴力追放相談・支援事業
(1)　警察官及び「暴力追放相談委員」として委嘱している弁護士（民暴委員会)、警察ＯＢ・少年指導委員･保護司等との連携による暴力相談業務の充実
(2)　「三者協議会(警察、弁護士会、暴追センター)」の連携強化による暴力相談事案の適切な実施
(3)　「特別暴力相談日」(毎月第２木曜日)等の効果的推進
(4)　全国暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会への出席（５月、東京）

２　暴力団離脱者援助、暴力団被害者の救済・支援事業
(1)　「暴力団離脱者社会復帰対策協議会」の開催（１１月）と会員との連携強化による離脱・就労希望者に対する支援
(2)　暴力団被害者の救済・支援
(3)　暴力団事務所撤去運動に伴う支援
(4)　民間の暴力団排除組織に対する講師派遣、活動助成金支給等の支援

３　講習・支援事業
(1)　各種暴力団排除組織の総会等への出席
(2)　各種暴力団排除組織の研修会・実務担当者会議等への参加
(3)　不当要求情報管理機関等との情報交換（随時）

４　不当要求防止責任者講習委託事業
(1)　選任・定期講習　　年間１９回程度
(2)　臨時講習　　必要に応じて
(3)　全国責任者講習担当者研修会参加（前掲、５月、東京）

５　少年指導委員研修事業
警察と連携して実施（８月）

６　広報啓発事業
(1)　暴追センター機関誌「暴追さが」　第２５号発行（５月）
(2)　同上、「会報暴追さが」の発行（随時）
(3)　広報用ポスター・チラシ等の作成（必要に応じ随時）
(4)　地域安全・暴力追放県民大会
○　日　時　平成２９年１０月６日(金)
○　場　所　佐賀市文化会館
○　共　催　暴追センター・防犯協会・警察本部

７　会議等
○　理事会(第１回)　　５月（事業報告・決算等の承認、評議員会開催の決議等）
同　上(第２回)　　３月（事業計画・収支予算書等の承認）
○　評議員会　　６月（事業報告・計算書等の承認等）
○　全国暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会（５月、東京）
○　九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会（６月、熊本）
○　民暴対策金沢大会（７月、石川）
○　都道府県暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長研修会（９月、東京）
○　民暴対策東京大会（１１月、東京）
○　全国暴力追放運動中央大会（１１月、東京）
○　九州ブロック民暴研究会（２月、福岡）